

錦江町高校生クラブ『KKC』

『乳幼児と遊ぼう』

錦江町高校生クラブのメンバー6人が、夏休み期間中に子育て支援センター「ほほえみ」で、乳幼児とのふれあい活動を行いました。この活動は、高校生の世代から保育活動を体験することで、子育てや育児についての理解を深めるという目的で実施しました。

延べ3日間の活動の中で、水遊びや紙芝居、絵本の読み聞かせ、工作などを乳幼児や保護者、保育士と一緒にしました。子どもたちも最初は、お兄さんやお姉さんにびっくりましたのか、ちよっと戸惑い気味でしたが、しばらくするとだっこされたり、おんぶされたりと楽しく交流を図ることができました。



高校生クラブ「KKC」は、高校生の自主的な活動を充実させようと現在活動しています。ボランティア活動や体験活動、レクリエーション活動、他の市町村高校生クラブとの交流活動など、年間を通して行っています。会員を随時募集しています。高校生の皆さん、高校時代の思い出づくりに、是非高校生クラブ「KKC」に参加してみませんか。

△申し込み・問い合わせ先▽
錦江町教育委員会生涯学習課
☎0994-2210517

鹿児島県最低賃金が時間額608円に!!

鹿児島県最低賃金が平成17年10月1日から
時間額**608円**に改正されました。

鹿児島県 最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額 (円)	
	608	平成17年 10月1日

★ 鹿児島県最低賃金は県下の全ての労働者に適用されます。ただし、別に定める産業別最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

●最低賃金に関するお問い合わせ先
鹿児島労働局 ☎099-223-8278
<http://www.kagoshima.plb.go.jp/>

文芸 きんこう

滝音の静かにきこゆ秋しぐれ

中村 香石

嵐吹く夜のちまたのちぎれ雲

四宮 暁子

輝きて夜空を照らす星の数

荒木 探舟

風鳴るや音もせわしき冬支度

蓑田 破石

10月は「土地月間」 10月1日は「土地の日」です

毎年10月は、「土地月間」、10月1日は、「土地の日」です。

次のような土地取引をしたときは、土地の買主は、国土利用計画法に基づき、必要な書類を添付して、土地の面積や利用目的などを記入した届出書を、土地の所在する市町村へ届け出る必要があります。

適正な土地利用により、快適な生活環境や、暮らしやすい地域づくりを進めましょう。

○届出が必要な土地取引

- ・市街化区域
- ・2,000㎡以上
- ・その他の都市計画区域
- ・5,000㎡以上
- ・都市計画区域外
- ・10,000㎡以上

○届出期限

契約日締結を含め、契約締結から2週間以内

▽問い合わせ先

土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課

県庁企画調整課

☎099-286-2303